

焼津報

No. 148

昭和37年5月1日発行

昭和27年7月10日
第3種郵便物許可
毎月1回1日発行

発行所 焼津市役所

編集兼加藤舜
発行人

定価 2円

◇◇カとハエをなくそう◇◇

衛生
環境

自治協力会が発足

「カとハエを私たちの手で撲滅しよう」と、市民が手を組んでつくられた「焼津市環境衛生自治推進協会」が、さる四月十三日小川新地公会堂で設立会を開き積極的な運動を展開することになりました。

伝染病菌をまきちらすカとハエを撲滅することは、まず衛生都市づくりの第一要件であるにもかかわらず、一番やつかいな仕事です。カとハエの発生する源は、私たちの家庭から毎日出る汚物であることとはどなたでもご承知のはず

です。ところが、これらの汚物も、処理方法が悪いと、せっかくの目的も達することはできません。このカとハエは勿論のこと、一さいの有害昆虫の駆除に、特別身を入れてくれる方があつても、それが一部の方だけでは、これま



引揚者給付金の請求はお早く

外地から引き揚げて来られた方々には、引揚者給付金等支給法により給付金が支給されています。

その中で、終戦後の引揚者については、請求期間が、本年

五月 日までとなつております。

その期間をすぎると請求することができません。まだ請求していない方は、大至急請求してください。こまかいことについては福祉事務所社会係へお問い合わせを

「酒をのんで運転しない」

飲酒運転防止推進協議会生れる

最近の交通量の増加はめざましく、自動車交通も飛躍的に伸長しています。

この推進協議会はさる四月二十四日、焼津警察署で開かれ、市をはじめ、警察、学校文化、興業、商工関係におよぶ凡ての団体の代表者が集り会長を焼津市長に、規約のとりきめ、今後の運動方針などを定められた。

何にかえ難い尊い人命を無惨にうばう交通事故も、私たちがごく常識的な交通道徳を守ることで減少されるし、あるいは全く無くすることもできるのではないだろうか。

実施要綱は、①飲酒運転防止および未成年者の飲酒運転行為の防止を強力におしすすめる。②この運動は、民間団体、報導関係者、関係行政庁が協力する。③特に運動期間は、四月二十四日から五月三十一日まで等となつています

街を見て歩こう

「街をきれにしよう」の声は、県民運動にまで発展し、「町を見て歩こう」の県民大行進は、熱海市を四月十九日に出発し、二十三日に焼津市へ、焼津市では、さきに設立した自治協力会が全面的に参加、市長も自ら先頭に立つて市内を行進しました。

私たちがみんなで協力してきれいな街にしましょう。

【写真・市長も加わって、二百余名の行進行なわれ】

これらの成果があるためには、市民の老若男女とわず、すべての人たちが、交通禍の恐しさを認識すること。つまり歩く人も自動車を運転する人も、それぞれが交通道徳を守っていくと言う心がまえが必要となつてきます。

社会福祉協議会は

「こんな仕事をしています」

社会福祉協議会はどんな仕事をしているかご存知ですかこの協議会は明るく住みよい街づくりのために、こんな仕事をしています。

低所得者の援護活動

○小口資金の貸付け ○低所得者の巡回健康相談や軽い費用の診療 ○災害等による低所得者の援助 ○歳末たすけあい運動 ○その他

児童の健全育成活動

○低所得世帯児童生徒の修学

旅行費の援助とか学校必需品の援助

○交通安全運動の援助(昨年児童に黄色帽子を贈り、効果がありましたので、ことしも継続事業として行ないたい)

健全な遊び場設置の援助

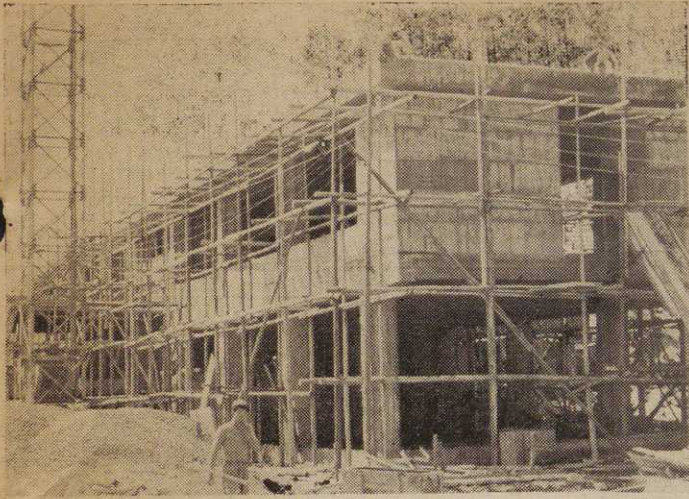
○その他

老人福祉活動

○老人クラブ活動の育成強化と指導者研修 ○敬老会の補助 ○老人病予防対策による巡回診療

しあわせを高める運動

○世帯更生資金貸付業務の実



海の家完成近づく

…石津公園…

○世帯票の整備に対する啓発

地域社会の福祉活動

○心配ごと相談所の協力 ○共同募金運動の協力推進

新◇消◇防◇法◇について

前号で新しい消防法について概略をお知らせしましたが今回は少し具体的に解説してみました。

エントツをとりつけるとき

イ、金属製または石鋼製のエントツは、小屋裏、天井裏床裏等にある部分を金属以外の不燃材料で防火上有効に被うこと。

木材その他の可燃材料から十五センチ以上離して設けること。

ネオン管灯設備

イ、ネオン管灯をそなえている店舗などでは、時々各部分の点検をもらい、不良箇所が発見されたときは直ちに補修しておくこと。アドバルーンをあげるとき

イ、エントツその他の火気を

使用する施設の附近で掲揚しないこと。

ロ、不燃材料で作った屋上

外の屋根では掲揚しないこと。

コンロや移動式ストーブ

イ、安全な場所に置くこと。ロ、故障したり、破損したものは使用しないこと。

劇場映画館などでの喫煙

前号で新しい消防法について概略をお知らせしましたが今回は少し具体的に解説してみました。

イ、場内では喫煙せず、指定された場所で喫煙すること

がん具用煙火

イ、がん具用の花火など危険な場所で使用しないこと。

火を使用する設備を設置する場合は届出を

社会福祉活動の調査研究ならびに広報活動 ○福祉大会ならびに各部会、研修会の参加 ○各種団体の活動助成 ○旅費欠乏者及び行路病 死亡人の取扱い ○無縁仏の供養

①乾燥設備
②高圧または特別高圧の変電設備(全出力五十キロワット以下のものを除く)
③設備容量二キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備
④水素ガスを充てんする気球
⑤火災とまがらわしい煙、または火災を発するおそれのある行為。
⑥煙火(がん具用を除く)の打ちあげ又は仕掛。
⑦劇場以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催。

今月の納税

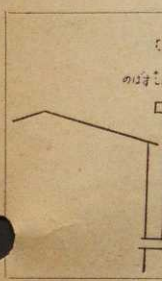
昭和三十七年度の固定資産税々第三期分の納期限は五月三十一日です。納期限までに必ず完納してください。

出張徴収の変更

月末出張徴収をしていた場所、乙女ヶ丘停留所前、と石津水天宮は今月から、焼津信用金庫石津支店で徴収を取り扱うようになり、出張徴収はとりやめました。

タバコは

市内のタバコ店で買いましょ



市内のタバコ店で買いましょ

タバコは

市内のタバコ店で買いましょ

児童福祉週間

5月5日~11日

修学旅行に出す時の注意
これから初夏にかけて修学旅行の季節に入ります。小学校や中学校のいっしょに楽しい思い出となるものだけに、楽しく無事に過ごさせてあげたいものです。

水揚優秀船

36年度

優良船員も表彰される

三十六年度の「焼津市水揚優秀船」と、「優良船員」の表彰式が、さる四月十三日、午後一時から焼津漁協ホールで行なわれました。

この表彰は毎年四月十三日に水産商工まつりの一環行事として行なわれるもので、この日は、県、地元市、漁業関係者が多数列席しました。

▽水揚優秀船の部
(地元船)
◆鮪専用船◆
一位：5福久丸 二位：3興栄丸 三位：2松友丸
◆鯉鮪兼業船◆
(一四〇トン以上)
一位：28日之出丸 二位：8貫徹丸 三位：8松生丸
◆鯉鮪兼業船◆
(一四〇トン以下)
一位：3紋代丸 二位：11鈴兵丸 三位：万寿丸
◆鯖船◆
一位：盛進丸 二位：旭竜丸 三位：栄枝丸
(外地船)
◆鮪専用船◆

一位：日高取丸 以下略
◆鯉鮪兼業船◆
(一〇〇トン以上)
一位：日光丸 以下略
◆鯉鮪兼業船◆
(一〇〇トン以下)
一位：広漁丸 以下略

▽優良船員の部
橋ヶ谷芳郎(田尻北) 治左エ門丸外三十名。

無料法律相談

「憲法週間」の行事の一つとして、無料法律相談所が開設されます。

この無料法律相談所は、県弁護士会が主催し、毎回非常に好評です。事業上の金銭貸借、取引上の問題、親族間の相続問題、土地や家屋の問題など、日常直面しお困りのこととお気軽ににおもよりください。

日時：五月十二日(土) 午前十時から午後三時まで
場所：市議会議場

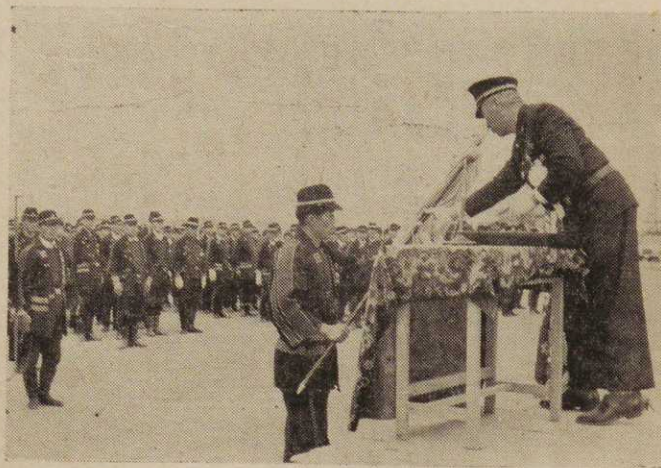
したがって、旅行の前には食べ過ぎ、体の調子をとのえるようにし、学校で指示し★ スポット ★
た持ちものは、出発前に一応親たちが調べてやりましようことに子ども可愛いさに弁当

やおやつをたくさんたせてやることは考えもの。腹痛や下痢をおこして逆な結果をひきおこしやすい。おこずかいも学校で示す定額をまもつて渡した方が、盗難やあやまつた遊びを防ぐことになりませ

帰ってきたら床をとつてすぐ眠らせ、疲労が早くとれるように注意してやりましよう
○女性に多い胃下垂
胃の正常な位置は、上層部からヘソのあたりにかけてあるのが普通で、それよりも下

にあるのは胃下垂です。
胃下垂は女性に多く、ひどいのは骨盤腔深くさがついているものもあります。胃下垂は体質に關係があつて、無力性体質や、やせ型の人に多い。また胃下垂の人は他の腹部内

感も下垂している場合が多く胃運動も弱つているのが普通で、胃アトニーや胃無力症になつていきます。
胃下垂の原因は明らかでない、信頼できる医者によくみてもらうことです。



消防団連合演習
1300余名の参加で行なわれる

東益津小学校にプール

東益津小学校に、小・中学校兼用のプールが建設されることになりました。

さる四月十九日に起工式を

終つたプールの規模は、幅十三メートル、長さ二十五メートル、水深は平均一メートル

十センチで、総工費は四百二十一万円です。
完成は本年七月中旬頃になる予定です。

このプールが完成すれば、子どもたちもさぞ喜んでくれるでしょう。

児童ふ養手当

一部が改正されました

本年一月から父のない児童とくらしを一諸にしている母(主として父母が離婚した児童)や父母のない児童を育てている人及び父が身体障害者(一、二級程度)か、結核、精神病、中風、その他重い病気で、長い間働けずなやんでいるときなどに児童扶養手当が支給されております。
五月分から支給されるお金や所得の引上げ等につき、次のように改正されました。
一、支給される額
イ、児童が二人のときは：一千四百円(四月分までは一千二百円)
ロ、児童が三人以上のときは一人につき四百円づつ加えた額(四月分まで二

つたのち、焼津中学校々庭では日頃の腕を競いあいました結果、ポンプ操法では、一位大井川町、二位岡部町、三位島田市。規律訓練では、一位島田市、二位大井川町、三位焼津市の成績でした。
【写真・優勝旗を受ける大井川町消防団員】

母の前年の所得は：十五万円(四月分までは十三万円)、したがって児童が一人のときはいままでもり八百円です。
四月分までは受けられなかった人でも、今度の所得の引き上げによつて、昭和三十六年の所得が、十五万円以下の方は、五月分から手当が受けられるようになりましたので、該当者は請求してください。
なおこの手当はさかのぼつて支給されず請求した翌月からとなつておりますので早めに請求してください。
詳細は福祉事務所へ



窓口をわかりやすくする



窓口を明るく、又わかりやすくして来庁される方々の便利を計ろうと、四月十六日から、市役所内各課の配置がえをしました。

旧講堂はこのため改造され窓口をもつ、税務課、市民課産業課、公衆衛生課の四課が並びました。

それで、以前講堂にあつた教育委員会は産業課のあつた所へ移り、水道課は市民課のあつた所へ。福祉事務所はもとの税務課の所へ移りました。なお、焼津土地改良区の事務所は、もと公衆衛生課のあつた所へ移りました。

また、総務課、企画課、出納室はそれぞれ以前の所にあります。

【写真】わかりやすくした窓口

所得状況の届出を

福祉年金の支給を受けたら

▽福祉年金の支払いは五月六日から郵便局で――

一、二、三、四月分の福祉年金の支給は、五月六日から郵便局で受けられます

▽福祉年金の支払いを受けたら所得状況届を――

（毎年県知事に届けを出すことになっていきます）

○郵便局で年金の支払いを受けたら、なるべく早く年金証書及び印かんを持って福祉事務所前年係へ前年の所得状況届を出してください。

○この届けを出さないといふ支

払期（九月六日）以降の年金が受けられません。

○届出の用紙は係のところに用意してあります。

○昨年所得制限のため支給停止になっている方も所得の届けを出してください。

四月の

日曜在宅医

【第一日曜】

内科小児科 篠原医院 佐藤医院 外科 科 甲賀医院 産婦人科 石橋医院 眼科 山田医院

篤志寄附

つきの方から社会福祉事業へお金を寄附していただきました。△一金五万円（北浜通り八木利八氏）△一金二万円（新屋故兼井鴻臣氏）

国保 質問欄

問―前回の説明で、保険税の上る理由はわかりましたが医療費は何故あのように高くなつたのですか。また医療費を少なくすることはできないものでしょうか。

答―医療費の上つてきた原因は、大体次のように考えられます。

①順次給付範囲が拡大されている（三十一年度が往診料、三十三年度に助産費が一千元、三十六年度に給食、寝具、葬祭費が二千元、三十六年十月から精神病、結核の世帯主は七割給付）

②国保の療養取扱機関が増え、利用者も増加した。特に三十三年度には市立総合病院が開院。

③新薬の採用等、給付内容も向上しているので費用が高くなる（一件当り費用額は三十四年度は九百円、三十五年度は九百七十四円、三十六年度は一千三百円位になる見込み）

④三十三年十月と、三十六年七月及び十二月に医療費の値上げがあつた。

⑤生活水準が上り、つれて医療費も増加傾向を示している。被保険者の中には、必要以上に医師にかかる人がある。

今後医学の進歩にとまらな

い社会保険診療の内容向上も要求されてきますので、ますます医療費が上ると考えられます。しかし前五項目に記載した理由によるものは、被保険者一人一人の注意によつてさげることが出来ます。よく、病気になるりますと、焦つたあげく、あちこちの医師を診療の途中で渡り歩いたり、一度に四、五人の医師にかかり同じような薬をもらつたり、無暗に注射をせがんだりしている例が多いものです。こういうことが保険税を増額させるものにもなりま

す。ぜひ合理的な診療を受けられるように心がけていただきますと思ひます。

問―先日家族の一人が病気になつたので、国保へ入れてもらおうと思ひ、窓口へ行くと、二年前下船した時へさかのぼつて多額の保険税を賦課されたがなぜか。

（石津H生）

答―国保への加入脱退は個人の任意でできるものではなく、法（国保法）によつて他保険（職場、給員、日雇、保険等）へ入つていない人は、生活保護世帯を除いて全部が国保に加入しなくてはなりません。そのため、他保険を脱退した時又は、他保険へ加入した時は、その日から十日以内に関係書類を添えて届出をしなくてはならない義務があるわけ

です。

恐しい農薬に

注意しましょう

あなたは今下船した日から十日以内にその事を証明する書類と印鑑を持つてきていただければ、下船した日から国保の被保険者となり給付も受けられます。しつと月割により、少額づつ納めればよかつたわけです。結局、資格の得喪は事実にかかればり課税されま

よつてさかのぼり課税されるので、届出の遅れた場合多額の税を納めなければならぬ給付はさかのぼつて受けられないという不利ばかりでなく二千元以下の過料をとられることがありますので、届出は早めにお願ひします。

これからの田や果樹園にはホリドリルやパラチオンなどの毒性の強い殺虫剤がまかれるので、このような農薬を散布した場所には、必ず赤旗か赤布を張つて危険のしるしを明示することが大切です。

また農薬散布時期には、アゼ道などへ子どもをやらぬように注意し、農薬のおそろしさを教えてやることもたいせつです。セリや、モチ草などのつみ草、果物、野菜なども水洗いをよくするか、中性洗剤で洗うかして、たべるようにしましょう。とくに果物はそのまま食べず、必ず洗つてからたべましょう。